

Web

ウェブ
みやぎ

第36号

2017.12月号

Webみやぎ(第36号)

発行所/建設連合 宮城県建設組合
〒980-0802 仙台市青葉区二日町16番1号
二日町東急ビル5F
TEL.022-264-4221 FAX.022-265-9460

資格の再確認について

建設連合国民健康保険組合では
2年に1度の保険証更新時に
資格の再確認調査を実施します。

調査では、個人事業主及び一人親方の皆様は、客観的証拠書類として「平成29年確定申告B」のコピーを提出していただきます。

個人事業所にお勤めの従業員の方は、事業主の証明がある雇用証明書と源泉徴収票を提出していただきます。

確定申告を行う場合は★印の部分をお必ずご確認の上申告をお願いいたします。

★職業欄に業種を記入しているか
※職業欄を「建設業」と申告した場合、当組合の加入資格30業種に当てはまるかが確認できませんのでご注意



意ください。

※不明の場合は、宮城県支部にお問い合わせのうえ記載をお願いいたします。

★収入を営業所得で申告しているか
※給与所得に所得が記載してある場合は事業所の従業員とみなされます。

従業員ではなく個人事業主又は一人親方の方は他に確認できる書類(一人親方特別労災保険加入証明書など)の提出が必要です。

★申告書に税務署の受付印が押されているか

※電子申告の場合は電子申告を終了した証明書も併せて添付してください。

※郵送で確定申告をする際は本人控えも一緒に送付し、返信用封筒を同封することで受付印の押された控が手元に戻ってきますので、そのように手続きしてください。

書類の提出ができない場合は、当国保組合の加入資格が無いと判断され保険証の更新する事ができなくなります。

【お問い合わせは】

建設連合国民健康保険組合

宮城県支部

電話 022・264・2441

国民健康保険料 領収証明書発行について

建設連合国民健康保険の保険料を振込や自動引落で送金された方は、1月から12月までに収めた、国民健康保険料領収証明書を平成30年1月中旬から2月上旬にかけて発送致します。

12月21日以降の郵便局での振込は、遅延が生じる場合があります。

納入の遅延や10日の引落ができない場合は年内の入金扱いにならない場合がありますのでご了承下さい。

国民健康保険料領収証明書は国民健康保険料と介護保険料を合算した金額になります。

なお、国民健康保険領収証明書が年内に必要な方は支部までご連絡ください。



コンクリート橋架設等 作業主任者技能講習 助成金対象	
日時	1日目/平成30年2月15日 8:55~ 2日目/平成30年2月16日 8:55~
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	全科目受講者 10,100円(会員) 11,100円(会員以外) 科目一部免除者 8,600円(会員) 9,600円(会員以外)

職長・安全衛生責任者教育	
日時	1日目/平成30年2月27日 8:55~ 2日目/平成30年2月28日 8:55~
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	17,000円

【平成30年3月開催 技能講習・教育】

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 助成金対象	
日時	1日目/平成30年3月1日 8:55~ 2日目/平成30年3月2日 8:55~
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	全科目受講者 10,100円(会員) 11,100円(会員以外) 科目一部免除者 8,600円(会員) 9,600円(会員以外)

車両系建設機械(整地・運搬・積み込み及び掘削用)運転技能講習 助成金対象	
学 科	日時 1日目/平成30年3月12日 13:25~ 2日目/平成30年3月13日 8:55~
実 技	会場 宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
実 技	日時 当協会指定の日 8:30~(3月14日より受付順に指定し、学科講習の際、実技日を指定いたします。)
実 技	会場 建災防宮城県支部 実技センター(仙台市青葉区芋沢字下野下38-1 株セルコ構内)
受講料	37,000円 (建設機械施工技士免許所持者) 38,000円 (大型特殊自動車免許所持者、大型・中型・準中型又は普通自動車免許を持ち、3t未満の建設機械の運転経験が3か月以上ある方)

高所作業車運転技能講習 助成金対象	
学 科	日時 1日目/平成30年3月13日 13:25~ 2日目/平成30年3月14日 8:55~
実 技	会場 宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
実 技	日時 当協会指定の日 8:00~(3月15日より受付順に指定します。また、学科講習の際、実技日を指定いたします。)
実 技	会場 建災防宮城県支部 実技センター(仙台市青葉区芋沢字下野下38-1 株セルコ構内)
受講料	●大型・中型又は普通自動車免許所持者 38,200円 ●移動式クレーン・小型移動式クレーン技能講習修了者 36,100円

※「職長・安全衛生責任者教育」を修了した者で、職長等の職務に従事した後、概ね5年毎に受講することが、厚生労働省より通達されました。

職長・安全衛生責任者能力向上教育	
日時	平成30年3月20日 8:55~
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	8,000円

車両系建設機械(解体用)運転技能講習(5時間コース) 助成金対象	
学 科	日時 平成30年3月22日 8:55~
実 技	会場 宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
実 技	日時 平成30年3月22日 ※受講者数によっては、実技日が23日になる場合があります。
実 技	会場 建災防宮城県支部 実技センター(仙台市青葉区芋沢字下野下38-1 株セルコ構内)
受講料	18,200円 ※車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者が対象です。

足場の組立て等 特別教育(6時間) 助成金対象	
日時	平成30年3月27日 8:55~
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	8,800円

職長・安全衛生責任者教育	
日時	1日目/平成30年3月29日 8:55~ 2日目/平成30年3月30日 8:55~
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	17,000円

※受講申込書は建災防宮城県支部ホームページからダウンロードして頂くか、建災防宮城県支部窓口にお問合せをお願いします。

【平成30年1月開催 技能講習・教育】

足場の組立て等作業主任者技能講習 助成金対象	
日時	1日目/平成30年1月11日 8:55~ 2日目/平成30年1月12日 8:55~
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	全科目受講者 9,900円(会員) 10,900円(会員以外) 科目一部免除者 8,400円(会員) 9,400円(会員以外)

高所作業車運転技能講習 助成金対象	
学 科	日時 1日目/平成30年1月16日 13:25~ 2日目/平成30年1月17日 8:55~
実 技	会場 宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
実 技	日時 当協会指定の日 8:00~(1月18日より受付順に指定します。また、学科講習の際、実技日を指定いたします。)
実 技	会場 建災防宮城県支部 実技センター(仙台市青葉区芋沢字下野下38-1 株セルコ構内)
受講料	●大型・中型又は普通自動車免許所持者 38,200円 ●移動式クレーン・小型移動式クレーン技能講習修了者 36,100円

※「職長・安全衛生責任者教育」を修了した者で、職長等の職務に従事した後、概ね5年毎に受講することが、厚生労働省より通達されました。

職長・安全衛生責任者能力向上教育	
日時	平成30年1月18日 8:55~
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	8,000円

斜面の点検者に対する安全教育	
日時	平成30年1月19日 12:55~
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	8,000円

現場管理者統括管理講習	
日時	平成30年1月23日 8:55~
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	8,300円

職長・安全衛生責任者教育	
日時	1日目/平成30年1月25日 8:55~ 2日目/平成30年1月26日 8:55~
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	17,000円

【平成30年2月開催 技能講習・教育】

足場の組立て等 特別教育(6時間) 助成金対象	
1回目	日時/平成30年2月2日 8:55~
2回目	日時/平成30年2月23日 8:55~
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	8,800円

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 助成金対象	
日時	1日目/平成30年2月7日 2日目/平成30年2月8日 3日目/平成30年2月9日
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	全科目受講者 16,600円(会員) 17,600円(会員以外) 科目一部免除者 14,500円(会員) 15,500円(会員以外)

高所作業車運転技能講習 助成金対象	
学 科	日時 1日目/平成30年2月13日 13:25~ 2日目/平成30年2月14日 8:55~
実 技	会場 宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
実 技	日時 当協会指定の日 8:00~(2月15日より受付順に指定します。また、学科講習の際、実技日を指定いたします。)
実 技	会場 建災防宮城県支部 実技センター(仙台市青葉区芋沢字下野下38-1 株セルコ構内)
受講料	●大型・中型又は普通自動車免許所持者 38,200円 ●移動式クレーン・小型移動式クレーン技能講習修了者 36,100円

建設連合・東北地区労働保険振興会からののお知らせ

平成30年1月から3月開催の技能講習・教育についてお知らせします。受講を希望する組合員並びに事業主の皆さんは以下の機関にお問い合わせの上お申し込み込みをお願いします。尚、受講料は、テキスト代及び消費税を含んだ金額です。

【問合せ・申し込み先】
建設業労働災害防止協会宮城県支部
電話 022(224)1797

馬場 亨とある 法律事務所

法律豆知識

弁護士 馬場 亨

今回のテーマは

『欠陥住宅の建替費用と居住利益等の損益相殺』について

新築建物を買ったが、欠陥住宅で構造耐力上の安全性に関わる重大な瑕疵が多数有り、建て替えざるを得ないようなケースで、買主が売主や売り主からの工事請負人等を不法行為であるとして建替費用相当額の損害賠償を請求した事件がある。

この事件では、買主は建物の引き渡しを受けて居住を始めていたが、建物の構造に欠陥があつて建て替えざるを得ないものであつた。建替費用相当額が損害賠償額として認められるとして、売主は、買主の居住利益等を損益相殺（損害額から差し引くこと）ができるだろうか、というのが問題である。

控除を認める考え方はいくつかある。使用利益控除説（例えば賠償を受けるまでの居住期間の賃料相当額等がこれにあたりと考えられる。）



や経年減価控除説（賠償を受けて建て替えると、本来欠陥のない建物の引き渡しを受けたのであれば耐用年数が尽きている時期が来ても、なお使用できる期間が生ずることになるから、その分は、経年減価として控除すべきと考える説。）がある。

最近紹介された最高裁判決（平成22・6・17第1小法廷）のケースでは、損益相殺を認めなかった。

しかし、多数意見では理由が明らかでない。宮川光治裁判官の補足意見では、「買主は、経済的理由等から安全性を欠いた建物であつても、やむなく居住し続ける。これを利益と考へ、あるいは賠償金により建て替えると耐用年数が伸張した新築建物を取得することになるとして、これを利益と考へて損益相殺すると、賠償が遅れば遅れるほど賠償額は

少なくなる。これは、誠意のない売り主等を利する事態を招き公平でない。重大な欠陥があり危険を伴う建物の居住することを法的利益と考えること及び建物には交換価値がないのに建て替えれば耐用年数が伸張するなどと考えることは、いずれも相当でない。」との趣旨を述べている（判例時報2082号、P55）。

補足意見の理由付けは同意できる。

『職場で怪我、心的外傷後ストレス障害』

二つ目のテーマは『職場で怪我、心的外傷後ストレス障害』についてです。

労働者（従業員）が職場で怪我を負ったり、いじめなど虐待に合い、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に悩まされたりすることがある。このような場合、その労働者は会社の責任を追及して損害賠償（慰謝料を含む）を請求できるだろうか。

たとえば、工場の設備に欠陥があつて労働者を巻き込むおそれがあつたのに、これを見逃していたために、労働者が大けがをし、後遺症がでたとか、会社の上司が部下にいじめを繰り返し、部下たる従業員が精神的に大きなストレスを抱えて働けなくなつたとかの場合である。職場を設定する者が個人であれ、

会社や組織としての病院、協同組合のような団体であれ、労働者との間には「雇用契約」があり、使用者は労働者に安全な職場環境を提供する義務を負っているとされる。これを安全配慮義務という。この義務に違反した場合、使用者は「安全配慮義務違反」という債務不履行の責任を負わなければならない。

使用者の安全配慮義務を問う裁判は多く提起されている。もちろん、安全配慮義務も契約上の責任であるから、その職場に、指摘された安全配慮義務があるかどうかの問題である。これが認められた例は多いが、否定されている場合もある。



仙台市青葉区一番町2丁目10番26号

1103号室

馬場 亨 法律事務所

弁護士 馬場 亨

電話 0222(266)3976
FAX 0222(266)3916

お知らせ

建設連合・宮城県建設組合からの

第4回特定健診の 集団健診日程のお知らせ

平成29年度第4回特定健康診査集団健診を平成30年1月21日(日曜日・午前8時受付開始)に医療法人社団 進興会 せんだい総合健診クリニックで開催します。

個人負担なしの特定健康診査に加え、各種オプションをリーズナブルな追加料金で受診できます。

組合員ご家族の皆様の受診をお待ちしております。

マンモ・子宮がん健診等の婦人科健診、MRI、CT等をご希望の方へ

平成29年度も建設連合国民健康保険組合宮城県支部では「マンモ・子宮がん健診等の婦人科健診、MRI、CT健診」をご希望の皆様に対して、健康保険に加入している組合員及びご家族の皆様限定の健診をせんだい総合健診クリニックのご協力で特別料金で受診できます。ご希望の方は支部までご連絡ください。

※【注意】40歳未満の方は、集団健診かそれ以外の健診かどちらか1回の補助となります。集団健診を本年受診される方は、補助の対象にはなりません。受診は実費負担で可能です。

国保保険料
(組合費含)は
毎月10日
が納期です

■保険料(組合費含む)は期日までに
保険料(組合費含む)は毎月10日までに納入することになっています。納入が確認できないときは、保険給付や保険事業による補助を受けられない場合があります。

小規模企業共済に加入して

『節税』や『事業廃業』や『後継者への事業の移譲』後の備えを考えませんか?

建設連合・宮城県建設組合では、母体組織である(一社)日本建設組合連合が、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する『小規模企業共済』の加入業務委託の承認を受けました。このことで、建設連合・宮城県建設組合では加入推進キャンペーンを行っています。

この制度は、個人事業主(共同経営者含む)または一人親方が廃業や退職経営移譲された場合に備えて、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済金制度で、いわゆる事業主の為の退職金制度となっています。

掛金は、月額1,000円~70,000円(500単位)の範囲で自由に選択でき、加入後も増減額ができます。

支払い方法も「月払い」「半年払い」「年払い」とご自身に見合った方法から選ぶ事ができます。

- ※掛金全額が『小規模企業共済等掛金控除』として、課税対象所得から控除されます。長期納付する事により共済金額や節税額に恩恵が受けられます。
- ※長期納付する事により恩恵が増える制度上、短期間の廃業や退職の場合は6か月以上納付されていなければ掛捨てとなります。また、任意で解約した場合は、廃業や事業継承の場合より共済金が少なくなりますのでご注意ください。

- 受取方法** 事業廃業時または、事業を後継者に移譲若しくは退職時に受け取ることができ、満期や満額、年齢による制限等はございません。
- 加入方法** 当組合にお問合せいただき、加入申込書をお取り寄せください。必要事項を記入し、各金融機関で預金口座振替申出書のお手続きを行い、当組合窓口にて申込書と確定申告のコピー又は開業届等のコピーを提出してください。

詳細については
建設連合・宮城県建設組合 へお問い合わせ下さい。

■**冬季休業のお知らせ**
平成29年12月29日から
平成30年1月8日まで
平成30年1月9日から
通常通り営業します。

●各種申請やご不明な点があれば、
支部へご連絡ください。営業時間は
平日午前9時から午後5時までです。

建設連合国民健康保険組合に加入できる資格は、個人事業主、又は個人事業主の事業所に勤務する従業員数が五人未満の従業員です。
従って、法人に勤務する従業員は加入できません。

建設連合・宮城県建設組合の
ホームページアドレスの
お知らせ

ちょっとした確認や紹介者へ
当組合の案内などにぜひご利用下さい。

▼PC版QRコード

▼携帯版QRコード

ホームページアドレスは
<http://miyagi-kensetu.bfweb.jp/>

携帯版のQRコードもご利用下さい。